

「独占禁止法違反行為に対する措置」に関する政策評価について

平成14年10月31日

公正取引委員会

1 政策評価の概要について

公正取引委員会は、今般、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)に基づき、平成13年度における独占禁止法違反行為に対する措置について政策評価を実施し、その結果を取りまとめた。

その概要は次のとおりである(別紙参照)。

評価方式	評価結果の概要及び政策評価の政策への反映状況
実績評価	<p>1 評価結果の概要</p> <p>(1) 措置の必要性 構造改革を実現するために競争政策の強力な実施が求められているところであり、特に、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処が必要。</p> <p>(2) 目標達成の程度 ア 平成13年度においては、法的措置件数が38件と過去20年で最高となっており、違反行為に厳正に対処したものと評価。このうち入札談合事件は33件。また、IT分野での違反行為、不当廉売事案に関しても厳正・迅速に対処したと評価。 イ しかし、平成13年度においては、法的措置を採った事件の処理期間が長い(前年度よりも80日)などの問題点が挙げられる。</p> <p>(3) 措置の有効性 総合評価において、法的措置の前後における価格の動向等を調査し、今後、その結果を取りまとめる(現段階の成果については、「総合評価(中間報告)」を参照。)</p> <p>(4) 措置の効率性 警告に係る事件に投入された人員・時間は勧告事件の約60%、注意に係る事件に投入された人員・時間は同じく約15%となっており、措置に応じた人員・時間の投入が行われているが、今後も更に効率的な資源配分に努める必要がある。</p> <p>2 政策評価の政策への反映状況</p> <p>審査体制の整備・充実、審査手法の改善、事件間のリソースの効率的な配分等により、迅速・厳正な対処を図る。</p>

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房総務課

電話 03-3581-3574(直通)

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

評価方式	評価結果の概要及び政策評価の政策への反映状況
総合評価 (中間報告)	<p>代表的な事件について、独占禁止法違反行為に対する措置の前後における入札物件の落札率（実際の落札価格／発注官庁における予定価格）の動向等を調査した。（データ収集・調査については民間シンクタンクに委託した。）</p> <p>1 山形県新庄市及び最上郡の地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件</p> <p>(1) 関係人が違反行為を取りやめた日の前後で平均落札率は、97.23%から92.22%まで低下（金額的に試算すれば、落札価格の総額が63百万円低下したこととなる。）</p> <p>(2) 事件処理期間（立入検査から法的措置までの期間）は、183日となっている。</p> <p>(3) 課徴金納付命令の金額は、約482百万円となっている。</p> <p>(4) 事件を処理するのに要したコストの概算は、35百万円となっている。</p> <p>2 国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件</p> <p>(1) 関係人が違反行為を取りやめた日の前後で平均落札率は、97.68%から69.02%まで低下（金額的に試算すれば、落札価格の総額が483百万円低下したこととなる。）</p> <p>(2) 事件処理期間（立入検査から法的措置までの期間）は、225日となっている。</p> <p>(3) 課徴金納付命令の金額は、約74百万円となっている。</p> <p>(4) 事件を処理するのに要したコストの概算は、21百万円となっている。</p>

(注) 実績評価は、措置がどのような成果を挙げたか、各施策等の推進に向けて設定される目標がどの程度実現されたか等を検証するものである。総合評価は、措置の経済的効果等がどの程度みられたか等について様々な角度から分析・検証するものであり、ある程度長期間にわたる検証を要するものである。

2 政策評価に対する意見募集

公正取引委員会は、以上の政策評価について、次の要領にて、関係各方面から広く意見を求め、寄せられた意見を今後の政策評価に当たって参考にすることとしている。

(1) 意見提出方法

住所、氏名、所属団体名又は会社名及び連絡先（電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）を明記の上、郵送・電子メール・FAXのいずれかの方法により、提出してください。

(2) 意見提出先

公正取引委員会事務総局官房総務課

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

FAX 03-3581-1963

E-mail seisakuhyouka@jftc.go.jp

(3) 意見提出期限

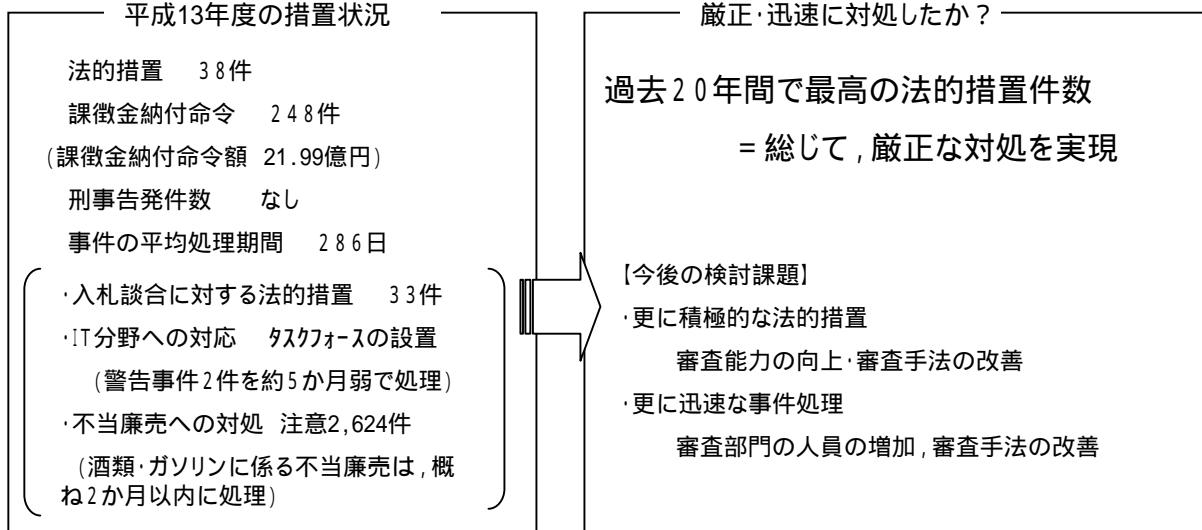
平成14年11月14日（木）必着

(4) 意見提出上の注意

寄せられた御意見については、住所及び連絡先を除いて公表することがあります。また、寄せられた御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。

(別紙)

平成13年度における独占禁止法違反行為に対する措置等に関する政策評価の概要



措置の必要性(=事件処理は、国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応したか。)

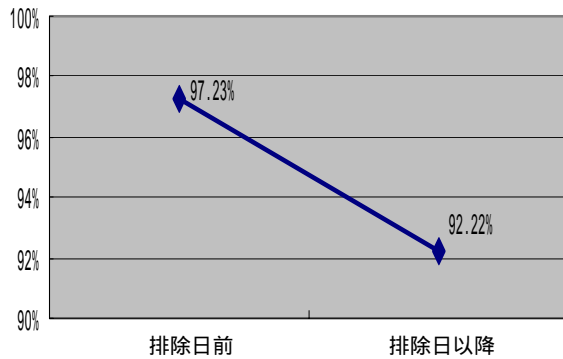
競争政策の強力な実施を求める国民のニーズは強い。

特に、経済社会の変化を踏まえ、入札談合、IT分野での違反行為、不当廉売に対処する必要がある。

措置の有効性(=事件処理は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか。)

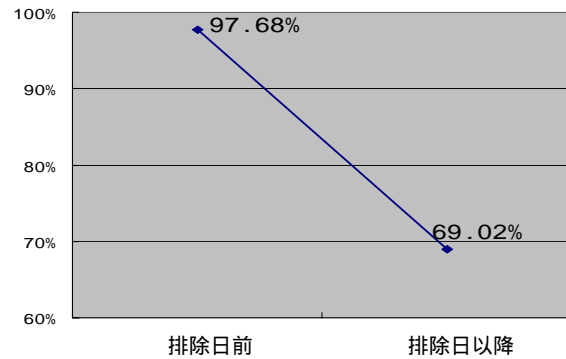
入札談合の排除の前後で落札価格(注1)は低下(図1、図2参照)

図1 最上地区における入札談合事件における平均落札率の推移



落札率の低下を金額的に試算 6300万円(注2)

図2 自動車検査用機器に係る入札談合事件における平均落札率



落札率の低下を金額的に試算 4億8300万円(注2)

(注1)落札率 = 実際の落札価格 / 発注官庁における予定価格
(注2)他の経済要因を考慮していないため、試算にとどまる。

措置の効率性(=事件処理は、効率的に行われたか。)

措置に応じた資源量の投入

・法的措置を採った事件に投入した人員・時間 = 1とした場合、警告事件に投入した人員・時間は0.6、注意事件に投入した人員・時間は0.15となっている。

優れた費用対効果

・最上地区における入札談合事件に要した人件費等は3500万円、国土交通省発注の自動車検査用機器の入札談合事件に要した人件費等は2100万円となっている。

実績評価書

平成14年10月31日

1. 評価対象政策 平成13年度における独占禁止法違反行為に対する措置	
2. 担当部局 審査局管理企画課	
3. 政策の目的・目標 独占禁止法に違反するカルテル，入札談合，不公正な取引方法等に対して厳正かつ積極的に対処し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。	
4. 政策の具体的な内容 独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反行為が認められた場合等には，その排除のために必要な措置（法的措置（法第48条に基づく勧告及び第48条の2に基づく課徴金納付命令をいう。以下同じ。），警告及び注意をいう。）を講ずる。 （注）課徴金納付命令は，価格カルテル，入札談合等について課徴金の納付を命じるものである。	
5. 目標達成時期及び達成目標 公正取引委員会は，独占禁止法違反行為が認められればこれを排除するため，厳正・迅速な措置を採ることとしており，この措置についてあらかじめ数値的な達成目標等を設定することはできない。 なお，公正取引委員会では，経済社会の変化を踏まえ，特に，入札談合，IT関連分野等における違反行為，不当廉売等の不公正な取引方法について厳正・迅速な対処に努めることとしている。	
6. 政策評価実施時期 平成14年4月	7. 評価対象期間 平成13年4月～平成14年3月
8. 評価の観点 (1) 事件処理は，国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応したか（必要性）。 (2) 事件処理は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。 (3) 事件処理は，効率的に行われたか（効率性）。	
9. 学識経験を有する者の知見の活用 有識者から個別に聴取	
10. 政策評価を行う過程において使用した資料等 内部資料	

11. 平成13年度の事件処理状況について

(1) 事件処理の概況

ア 申告状況

(ア) 申告件数

平成13年度の申告件数は、4,703件（前年度比63.4%増）であった。このうち、小売業に係る不当廉売事案の申告件数は3,933件（同63.9%増）となっており、申告件数全体の83.6%を占めている。

（単位：件）

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
申告件数	2,325	2,602(11.9)	2,152(17.3)	2,878(33.7)	4,703(63.4)
小売業に係る不当廉売事案の申告件数	1,718	1,925(12.0)	1,578(18.0)	2,399(52.0)	3,933(63.9)
小売業に係る不当廉売事案以外の申告件数	607	677(11.5)	574(15.2)	479(16.6)	770(60.8)

（注）（ ）内は対前年度増加率（%）であり、 はマイナスであることを示している。

(イ) 申告の違反行為類型別内訳（小売業に係る不当廉売略式処理事案を除く。）

平成13年度の申告に係る事案について、違反行為類型別にみると、不公正な取引方法に係る事案の申告が328件（申告件数全体の41.2%）を占め、最も多くなっている。

（単位：件）

内 容	申告件数	
		構成比（%）
私的独占・カルテル等	214	26.9
不公正な取引方法（注1）	328	41.2
そ の 他（注2）	84	10.5
事業者団体関係	170	21.4
合 計	796	100.0

（注）1．第8条第1項第5号に係る事案は、不公正な取引方法に分類している。

2．「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

3．申告件数の合計が上記(ア)の申告件数と異なるのは、1件の申告で複数の違反被疑行為を含むことがあるためである。

イ 事件処理

(ア) 事件処理件数（小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものについては、下記(イ)を参照。）

平成13年度の事件処理件数は87件（前年度比17.6%増）であった。この内訳は、法的措置38件（同111.1%増）、警告15件（同11.8%減）、注意26件（同27.8%減）、打切り8件（同166.7%増）であった。法的措置件数は、最近4年間の平均25.8件に比し約12件多く、過去20年間で最も多かった。

（注）法的措置、警告及び注意という措置を採らずに、調査を打ち切る場合（以下「打切り」という。）もあり、措置と打切りを併せて、本評価書において「事件処理」と称している。

また、法的措置及び警告の対象となった事業者（以下「関係人」という。）の数は、年間延べ955名であり、関係人の延べ人数の最近4年間の平均633.8名に比して多く、平成11年度に次いで多い数字となっている。なお、法的措置件数1件当たりの関係人数は24.4名と最近4年間の平均24.6名とほぼ同数であった。

なお、法的措置を採った事件であって、被被告人の全部又は一部が勧告を応諾しなかったため審判の開始が決定されたものの事件数は、3件であった。

（単位：件）

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
申告件数	607	677 (11.5)	574 (15.2)	479 (16.6)	770 (60.8)
事件処理件数	180	120 (33.3)	93 (22.5)	74 (20.4)	87 (17.6)
法的措置	31	27 (12.9)	27 (0.0)	18 (33.3)	38 (111.1)
(審判開始決定)	4	3	7	1	3
警 告	19	17 (10.5)	20 (17.6)	17 (15.0)	15 (11.8)
注 意	123	62 (49.6)	36 (41.9)	36 (0.0)	26 (27.8)
打 切 り	7	14 (100.0)	10 (28.6)	3 (70.0)	8 (166.7)
対象事業者数	439	656 (49.4)	1,055 (60.8)	647 (38.7)	955 (47.6)
法的措置	404	585 (44.8)	938 (60.3)	608 (35.2)	928 (52.6)
警 告	35	71 (102.9)	117 (64.8)	39 (66.7)	27 (30.8)

(注) 1.()内は対前年度増加率(%)であり、はマイナスであることを示している。

2.「法的措置」とは、勧告及び勧告を行っていない課徴金納付命令をいう。

3.「(審判開始決定)」の件数は、法的措置が採られた事件であって、審判手続が開始されたものの件数を指している。

(イ) 事件処理の違反行為類型別内訳（小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。）

平成13年度に処理した事件（87件）について違反行為類型別にみると、カルテル等に係る事件が47件で最も多く、その事件処理件数に占める割合が54.0%となっている。次いで不公正な取引方法に係る事件の26件となっている。さらに、カルテル等に係る事件のうち、入札談合等が37件と最も多くその事件処理件数に占める割合が42.5%を占めている。

（単位：件，%）

内容	9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
私 的 独 占	4	2.2	1	0.8	2	2.2	2	2.7	2	2.3	
カル テ ル 等	価格カルテル（注1）	31	17.2	13	10.8	22	23.6	10	13.5	8	9.2
	入札談合等	17	9.4	21	17.5	26	28.0	14	18.9	37	42.5
	その他のカルテル（注2）	3	1.7	3	2.5	3	3.2	1	1.4	2	2.3
	小 計	51	28.3	37	30.8	51	54.8	25	33.8	47	54.0
不公正な取引方法（注3）	98	54.5	68	56.7	23	24.7	39	52.7	26	29.9	
そ の 他（注4）	27	15.0	14	11.7	17	18.3	8	10.8	12	13.8	
合 計	180	100.0	120	100.0	93	100.0	74	100.0	87	100.0	

(注) 1. 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。その他、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

2.「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

3. 第8条第1項第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

4.「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

(ウ) 法的措置の違反行為類型別内訳

平成13年度に法的措置を採った事件(38件)について違反行為類型別にみると、入札談合等が33件で最も多く、その法的措置件数に占める割合が86.8%となっている。次いで価格カルテルに係る事件3件、不公正な取引方法に係る事件2件となっている。

過去5年間の件数についてみても、入札談合等の件数は、各年度の法的措置件数の過半数を占めており、また、その件数は、平成9年度から平成12年度までは10件台であったものの、平成13年度には33件と大幅に増加している。

(単位：件，%)

内容	9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
私 的 独 占	3	9.7	1	3.7	1	3.7	0	0.0	0	0.0	
カ ル テ ル 等	価格カルテル(注1)	3	9.7	1	3.7	1	3.7	1	5.6	3	7.9
	入札談合等	16	51.6	17	63.0	18	66.7	10	55.5	33	86.8
	その他のカルテル(注2)	0	0.0	1	3.7	1	3.7	1	5.6	0	0.0
	小 計	19	61.3	19	70.4	20	74.1	12	66.7	36	94.7
不公正な取引方法(注3)	9	29.0	6	22.2	3	11.1	6	33.3	2	5.3	
そ の 他(注4)	0	0.0	1	3.7	3	11.1	0	0.0	0	0.0	
合 計	31	100.0	27	100.0	27	100.0	18	100.0	38	100.0	

(注)1. 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。その他、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

2. 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

3. 第8条第1項第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

4. 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

(イ) 小売業に係る不当廉売事件の処理(注意)の状況

小売業に係る不当廉売事件については、規制改革が進展している中で独占禁止法違反行為の未然防止を図る観点から、平成12年から同13年にかけて酒類とガソリンの取引実態を踏まえた不当廉売等の規制に係る考え方を公表するとともに、可能な限り2か月以内で迅速に処理するよう努めている。平成13年度において同事件について注意した件数は、2,624件(前年度比151.3%増(1,580件増))であり、大幅に増加している(なお、申告件数の増加に比しても注意件数の増加は、大きいものとなっている。)

(単位：件)

年 度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
小売業に係る不当廉売申告件数	1,718	1,925 (12.0)	1,578 (-18.0)	2,399 (52.0)	3,933 (63.9)
不当廉売事件における注意件数 (迅速処理によるもの)	150	574 (282.7)	672 (17.1)	1,044 (55.4)	2,624 (151.3)
申告件数に占める注意件数の割合	8.7	29.8	42.6	43.5	65.7

(注)()内は対前年度増加率(%)であり、はマイナスであることを示している。

ウ 課徴金納付命令

平成13年度の課徴金納付命令額は約21億9,905万円、課徴金納付命令件数は延べ248件とな

っている。

なお、各年度の課徴金納付命令の総額は、同命令が、法的措置が採られてからおおむね半年から1年後に行われることが多いため、前年度の法的措置の件数や違反行為が行われた市場の規模等によって左右される。

(単位：百万円，件，百万円)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
納付命令総額	2,833	3,149 (11.2)	5,459 (73.4)	8,517 (56.0)	2,199 (74.2)
課徴金納付命令件数	369	576 (56.1)	335 (41.8)	719 (114.6)	248 (65.5)
1件当たりの納付命令額	768	547 (28.8)	1,630 (198.0)	1,185 (27.3)	887 (25.1)

(注) 1.()内は対前年度増加率(%)であり、はマイナスであることを示している。

2. 課徴金の納付を命じる審決を含み、審判手続に移行したものを含まない。

エ 刑事告発

平成13年度において、刑事告発を行った事件はなかった。

		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
告発	告発件数(件)	0	1(1)	1(1)	0	0
	対象事業者数(名)	0	10(13)	11(20)	0	0

(注) 1. 平成10年度及び11年度の()内の数字は、それぞれの年度に刑事告発を行った事件について追加告発を行ったものである。

2. 平成10年度及び11年度における対象事業者数欄の()内は個人を含めた対象者数

オ 事件処理期間等(不当廉売事件で迅速処理により注意したものについては、下記(4)アを参照。)

平成13年度に法的措置を採った事件の処理に要した日数(立入検査から勧告までの期間で休日を含む。以下「事件処理日数」という。)の平均値は、286日であり、前年度に比べて80日増加している。

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
事件処理日数	309日	238日(23.0)	299日(25.6)	206日(31.1)	286日(38.8)

(注)()内は対前年度増加率(%)であり、はマイナスであることを示している。

カ 申告処理審理会の審理状況

公正取引委員会は、独占禁止法の運用について一層の透明性を確保するとともに、申告に対する適切な対応を確保するため、申告の処理に関する疑問、苦情その他の申出に対して再検討することを目的として、平成12年10月、公正取引委員会が指名する委員及び申告処理を行った者以外の事務総局幹部をもって構成する申告処理審理会を設置した。同審理会は、申告の処理に係る申出がなされた場合には、当該申出に係る申告の処理について、速やかに申告受付部局等から事情を聴取するなどして当該申出に理由があるかどうかを点検し、その結果について申出を行った者に連絡することとなっており、申告の処理を一層適正に行えるような仕組みとなっている。

申告処理審理会の設置から平成14年9月末までに申告処理審理の申出がなされた件数は、13件であった。

申告処理審理会への申出の理由は、「申告に係る通知結果に不満とし、再検討を求める」が7件、「申告事案について早期に措置を求める」が5件、「措置結果の通知内容が説明不足である」が1件となっている。

また、申告処理審理会における検討結果は、「措置結果を適正であると判断したもの」が6件、「申告人

から提出された情報からは調査を開始するには不十分であるとしたもの」が4件、「担当部署に再調査するよう指示した」、「担当部署に早急に調査結果を取りまとめ結論を出すよう指示した」及び「申告処理審査会への申出者に対して詳細な説明を行うよう指示した」が各1件となっている。

(2) 入札談合への厳正な対処

前記11(1)イ(ウ)で示したとおり、平成13年度において入札談合等に対して法的な措置を採った件数は、33件であり、ここ数年で最も多いものとなっている。

このうち、林野庁東北森林管理局青森分局管内の国有林野の調査・測量等業務の入札参加業者に対する勧告(3件)では、公益法人が入札談合に参加していたことから、当該公益法人を所管する官公庁に対して指導、監督を徹底するよう要請するとともに、入札談合に参加した事業者が発注官庁内部の入札に関する情報を利用していただことから、当該発注官庁に対して情報管理の徹底を要請した。

林野庁東北森林管理局青森分局管内の国有林野の調査・測量等業務の入札参加業者に対する勧告(3件)

- ・ 国有林野の利活用に伴う調査・測量業者10名、治山事業に係る調査・設計業者8名及び林道事業に係る調査・設計業者4名が、青森分局管内に所在する官公庁等が指名競争入札等の方法により発注する国有林野の調査・測量等業務について、それぞれ、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
- ・ 法的措置対象事業者15名(延べ22名)のうち、財団法人3名及び社団法人1名がいずれかの違反行為に参加し、うち2名の財団法人がすべての違反行為に加わっていた。

また、本件関係人が、本件違反行為に関し、青森分局内の入札に関する情報を利用していただ。

(3) IT分野等における違反行為への対応

ア 事件処理の状況

公正取引委員会では、平成13年度以前においてもIT分野等における事件処理を行ってきたが、例えば、東日本電信電話(株)に対する警告(平成12年12月)、この分野においては競争環境の変化が激しいことから、この分野の独占禁止法違反について効率的かつ迅速に事件処理を行うため、平成13年4月、IT・公益事業タスクフォースを設置した。平成13年度において、IT・公益事業タスクフォースが処理した事件は4件であり、その内訳は警告2件、打切り2件となっている。

(IT・公益事業タスクフォースの処理案件例)

東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)に対する警告

両社がADSLサービスの提供に際し、保安器の取替工事及びメタルケーブルへの収容替工事について、自社のユーザーには無料で行っていたにもかかわらず、競争事業者のユーザーには有料で行っていた疑いが認められたことから、警告を行った。

中部電力(株)及び九州電力(株)に対する審査(打切り)

新規参入者に対する参入妨害の疑いで、それぞれ審査を開始したが、審査開始後における関係人と新規参入者との交渉結果によれば独占禁止法上の問題が認められなかったことから審査を打ち切った。

なお、その際に、新規参入者との交渉の経緯を踏まえ、違反行為の未然防止の観点から両社に対し、独占禁止法上の考え方を説明するとともに、これを公表した。

イ 事件処理期間

IT・公益事業タスクフォースが平成13年度に警告した2件の事件処理期間はおおむね5か月弱、また、打切りとなった2件の平均事件処理期間はおおむね6か月であり、これは、関係人と新規参入者との交渉経過を見極めつつ調査したものであるが、平成13年度における事件全体の平均処理期間である9.5か月(286日)に比して、いずれも短期間となっている。

(4) 不当廉売に対する厳正・迅速な処理

ア 小売業における不当廉売

規制改革の進展に伴い、酒類、ガソリン等販売環境が大きく変化した商品に係る申告及び注意件数が大幅に増加した(前記11(1)イ(I))。また、平成13年度においては、ガソリン販売について2件、ビール小売について1件の警告を行った。

なお、前述のように、酒類及びガソリンに係る不当廉売の申告については、当該申告の日から原則として2か月以内に処理を行うことを目標としているところ、平成13年度における警告及び注意は、それぞれ、おおむね2か月以内に処理されている。

イ 情報システム調達における安値応札

政府の「e-Japan重点計画」等において電子政府の実現が挙げられ、質の高い低廉な情報システムの調達が重要となっているところ、極端な安値受注がみられたことから、平成13年度において2件の警告を行った。

(株)日立製作所による東京都発注の情報システムに対する応札行為(750円で入札)

富士通(株)による金融庁発注の情報システム等に対する応札行為(303万円で入札)

* なお、平成14年4月にも(株)NTTデータによる法務省発注の情報システム等に対する応札行為(500万円で入札)に対して警告を行い、これらの安値受注問題について、業界団体に未然防止の要請を行った。

12. 措置状況に対する評価

以上の事件処理状況について評価を行えば、以下のとおりである。

なお、個別の事件は、それぞれ、それに関する情報の量、事実関係の複雑さ、関係人の多寡、関係人の審査活動に対する協力の程度等において異なるため、単に定量的な観点のみから事件処理の状況について評価を行うことは適当ではないが、以下では、できる限り定量的な観点から評価を行うよう努めた。

(1) 措置の必要性

累次の閣議決定等で示されているとおり、構造改革を実現するために競争政策の強力な実施が求められているところであり、特に、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処が必要とされている。

なお、平成13年5月に公表された内閣府の世論調査(「公正取引の確保に関する世論調査」)においては、行政による価格カルテルや入札談合等の監視・取締りを不十分とする回答が6割前後を占めており、このことは、独占禁止法違反行為の排除に関して国民が行政(公正取引委員会)に対して大きな期待を寄せていることの表れであり、こうした期待に的確に応えるためにも、独占禁止法違反行為を積極的に排除する必要性は高いと思われる。

また、11(1)アで示したとおり、平成13年度には、公正取引委員会に寄せられる申告件数が前年度に比べて大幅に増加した(4,703件(63.4%増))ことは、独占禁止法違反行為の排除を求める国民の

期待が大きいことを示すものである。

(参考)

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)

「公正取引委員会の審査体制等の充実を含め、独占禁止法の執行力の強化を図り、価格カルテル・入札談合等の同法違反行為に対して、告発を含め厳正かつ積極的に対処する。」

「規制改革後の市場の公正な競争秩序を確保するため、中小事業者等に対する不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対し、厳正かつ積極的に対処する。取り分け不当廉売事案については、関係省庁から人員の派遣を受けるなどして、申告のあった事案に対しては、可能な限り迅速に処理することとし、大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案で、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の販売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処するとともに、必要に応じ、その後の価格動向のフォローアップを行う。」

e - J a p a n 重点計画2002(平成14年6月18日IT戦略本部決定)

「IT分野及びITを利用した事業活動に係る競争を阻害するような独占禁止法違反事件に迅速・的確に対処すべく、...公正取引委員会の体制強化、機能の充実について、所要の措置を講ずる」

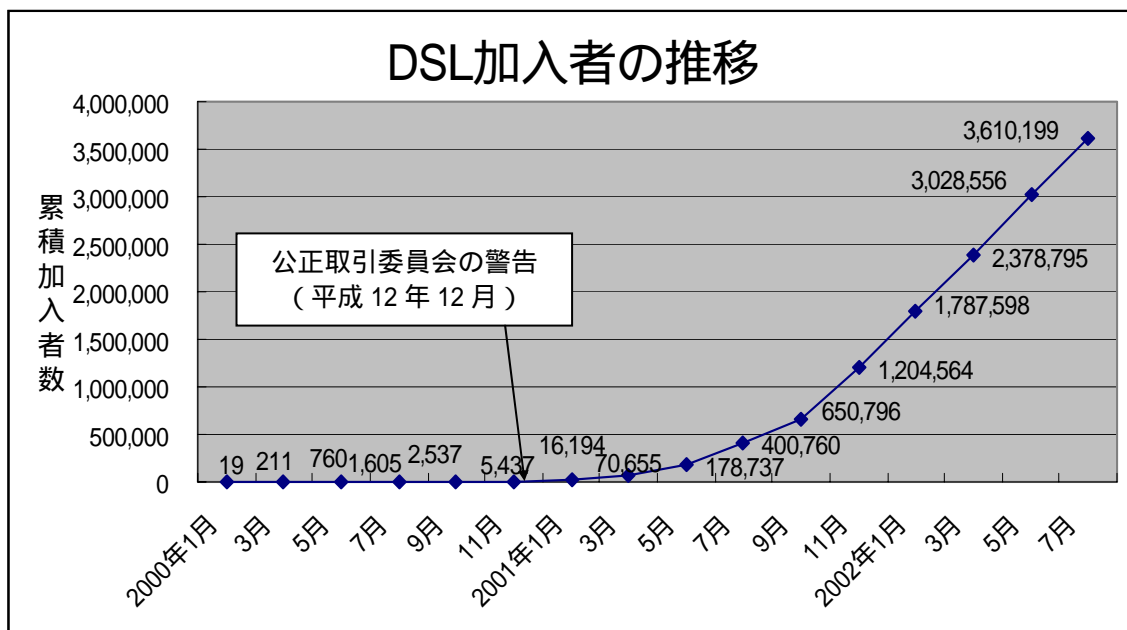
(2) 目標達成の程度

5で述べたとおり、独占禁止法違反行為に対する措置について、数値的な達成目標等を設定することはできないが、それらの措置が厳正・迅速な対処が行われたかどうかとの観点から評価を行えば、次のとおりである。

ア 平成13年度においては、過去20年で最高の法的措置件数となっており、違反行為に厳正に対処したものと評価できる。このうち、入札談合については、33件の法的措置を採っており、特に、厳正に対処したといえる。

また、IT分野等における違反行為に対しては、比較的短期間で事件処理を行っているが(前記11(3)イ参照)、そうした分野においては市場における競争環境の変化が激しく、次のグラフに見られるように、公正取引委員会が行う事件処理(東日本電信電話㈱に対する警告)がその後の当該市場の発展に大きなインパクトを有することを踏まえれば、事件処理の一層のスピードアップが必要であり、例えば、3~4か月といった一層短期間での事件処理を目標とすべきであると考えられる。

小売業における不当廉売事件については、平成13年度の申告件数、処理件数ともに大幅に増加しており(前記11(1)イ(I)参照)、かつ、申告からおおむね2か月以内に処理されており、適切に対処したものと評価できる。



イ しながら、次の問題点を挙げることができ、今後、これらの問題点について見直しを図り、その結果を業務に反映させる必要がある。

(ア) 申告情報の事件処理化の促進

平成9年度以降、申告件数に対する事件処理件数の比率は低下しつつある。

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
申告件数(件)	607	677	574	479	770
事件処理件数(件)	180	120	93	74	87
比率(%)	29.7	17.7	16.2	15.4	11.3

平成9年度及び平成10年度の事件処理件数には、小売業に係る不当廉売事件に分類されるもの(現在は、原則として、別に集計している。)が含まれていること等から、申告件数に対する事件処理件数の比率を単純に比較することはできない。しかしながら、近年の違反事件においては違反に係る情報の隠匿が巧妙化するなど違反行為の発見(端緒処理)や事件処理が困難になってきていることから、今後は、端緒処理に携わる人員を増加させるとともに、断片的な情報から違反行為の存在を推認できるよう端緒処理能力の向上に努めることにより、申告された情報の中に事件として処理することが可能な事案が埋没することのないよう適切な端緒処理を行う必要がある。

他方、小売業に係る不当廉売事件に関しては、前記11(1)ア(I)にあるように、申告件数に対する注意件数の比率は大きく伸びてきており、適切な処理がなされてきているものと考えられる。なお、申告件数と注意件数の間の差の部分は、調査を行ったが独占禁止法上の問題はないとして調査を打ち切ったもの等である。

(イ) 申告の適切な処理等

前記11(1)カにあるとおり、申告処理審理会における検討結果から、おおむね申告処理が適切に行われていることを示しているものと評価できる。しかし、申告処理審理会に審理を申し出た申告人は、申告の処理結果に納得していないこと、申告に対して早期に措置を採るよう求めていることなどから、

申告人に対する処理結果の説明を丁寧で充実したものとするよう引き続き努めるとともに、申告を受け付けてから一定期間を経過したものについては、その申告の取扱いを申告人に対して通知することにより、申告人が端緒処理に対する不信や疑念を抱くことのないよう適切に処理する必要がある。

(ウ) 積極的な法的措置

平成13年度においては、上記のように、積極的に法的措置が採られたものと評価することができ、今後とも、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処という観点から、積極的に法的措置を採るよう努める必要がある。

他方、我が国経済社会の構造改革の急速な進展等を背景に、独占禁止法違反行為に対する迅速な対処の必要性も急激に高まってきており、厳正な対処と迅速な対処との相反する可能性がある二つの要請に同時にこたえていくことが期待されている。

限りあるリソースの中で、それを実現していくためには、審査部門におけるバランス感覚の養成と審査能力の向上や審査手法の改善といったことにも積極的に取り組む必要があると思われる。

なお、前記11(3)にあるとおり、IT・公益事業タスクフォースは、平成13年度において4件の事件処理を比較的短期間の間に行っている。IT・公益事業分野においては、規制改革の進展等を背景として、市場における競争環境の変化が極めて激しいことから、現時点においては、厳正さよりも迅速性に重点を置いた審査活動を行っていることについては一定の合理性があると思料されるものの、真に厳正な対処が必要な事案に対しては、迅速性とのバランスを図りつつ、積極的に厳正な対処を行うよう努めていく必要がある。

(I) 刑事告発の件数

前記11(1)エにあるように、刑事告発は平成12年度以降行われていない。これは、基本的には、平成2年に公表した刑事告発の基準に合致する事件が存在しなかったことによるものである。刑事告発を円滑に行うためには、検察当局との連絡・調整を緊密に図ることが望ましく、そうした努力を続ける必要がある。

ウ 平成13年度に法的措置を採った事件の事件処理日数は、前記11(1)オにあるように、前年度よりも80日間延びている。

経済のグローバル化や我が国の経済社会の構造改革が急速に進展する中においては、個別の市場における競争環境の変化も極めて速いことから、そうした市場における独占禁止法違反行為に対して迅速に対応すべきとの要請は極めて高いものとなっており、一層の迅速処理が必要であると思われる。

確かに、法的措置に要する事件処理日数が延びているという点については、その背景事情として、前記11(1)イ(ア)において指摘したように、平成13年度には関係人の数とその直前4年間の平均に比べて極めて多く、多くの立入検査先から留置した多くの物証の分析や多くの供述調書の作成等に時間を要したということが挙げられるほか、事件処理を担当する審査官が法的措置を採るべく物証や供述調書を得るよう努力を重ねた結果であると評価できる側面があるものの、一方で、迅速な事件処理の観点からは、事件審査部門の人員の増加に引き続き努めるとともに、審査手法の改善点について検討する必要がある。

(3) 措置の有効性

違反行為に対する措置は、競争制限をもたらす行為を発見し、これを直接的に排除するものであり、公正かつ自由な競争を維持・促進するものである。しかし、違反行為に対する措置が公正かつ自由な競争の維持・

促進に実際に与えた影響について、直接に数量的・実証的に把握することは困難である。

このため、現在、「違反行為の排除 公正かつ自由な競争の維持・促進 価格の低下」との前提に基づいて、入札談合の事例を対処として法的措置の前後における価格の動向について調査しているところであり、今後、その結果を取りまとめることとしている（なお、現段階で得られている成果については、別添「総合評価（中間報告）」に取りまとめられているとおりである。）

なお、小売業における不当廉売事案に係るものも含め、公正取引委員会に対する申告件数が平成13年度においては大幅に増加しており、このことは、それまでの公正取引委員会の事件審査活動に対する国民や事業者から寄せられる信頼・期待の表れであるとも評価できる。こうした信頼・期待の高さは、我が国市場における公正かつ自由な競争の維持・促進と独占禁止法違反行為の未然防止という目的の実現にとって有効なものであったことを示す一端ではないかと考えられる。

(4) 措置の効率性

ア 違反行為に対する措置の効率性を把握するため、ここでは事件処理にどの程度の人員・時間が投入されたかを検証した。すなわち、警告、注意等に係る事件に投入された人員・時間が法的措置（勧告）に係る事件（以下「勧告事件」という。）に投入された人員・時間に比べて大きければ、警告、注意等に係る事件の処理が効率的ではなかったと考えられる。

なお、措置のために投入される人員・時間は、事件に係る事実関係の複雑さ、関係人の協力の程度、証拠の有無等によって異なり、その大小のみをもって措置の効率性を評価することはできず、あくまでも、一つの指標として利用されるべきものである。

（注）本来、政策の効率性は、政策による効果と当該政策に要する費用等との関係によって評価するものであるが、上記(3)で述べたとおり、措置の効果を直接に数量的・実証的に把握することは困難である。このため、上記のような方法を用いて、措置の効率性を検討することとしたものである。

イ 措置別（法的措置（勧告）、警告、注意）に事件処理に投入された人員・時間及び打切りとなった事件に投入された人員・時間の平均値を比較してみると、警告に係る事件（以下「警告事件」という。）に投入された人員・時間は勧告事件の約60%、注意に係る事件（以下「注意事件」という。）に投入された人員・時間は同じく約15%、打切りとなった事件（以下「打切り事件」という。）に投入された人員・時間は同じく約40%となっている。

注意事件については、勧告事件や警告事件を担当する職員がこれらの事件等の処理をしつつ担当しているため、これに投入された人員・時間は実際のものよりかなり過大に算出されていると考えられる。他方、このことは、注意事件の処理期間が不必要に長くなっている可能性があることを示しており、注意が、違反行為につながるおそれのある行為が認められた場合に、簡易・迅速な方法により競争への悪影響を防ぐために行われるものであることを踏まえると、その本来の趣旨に照らした迅速な対応が行われていないおそれがある。今後、事件担当部署の審査長等が担当事件処理の繁閑を見極めながら、リソースの効率的な配分に努め、注意本来の趣旨に沿った迅速な事件処理に配慮する必要があると考えられる。

また、打切り事件については、様々な審査の結果、違反行為がないものとして事件の継続が打ち切られるものであるため、ある程度の業務量を要するという点には合理性があると思われるものの、限られた人員の効率的な配分という観点からは、ある程度の証拠収集や供述調書が得られた段階で、事件の処理方針とそのためのリソースの配分について審査局内で十分に議論を行うことが必要となってくる。

なお、措置の効率性に係るこのような分析は、特定時点において行うものに加え、時系列による比較を

行うことにより、十全のものとなると思われることから、今後、同様の計測を経常的に行うなどする必要があろう。

ウ 公正取引委員会の審査部門の定員数は年々増加し、特に平成14年度において増員されたところであるが、我が国経済社会の構造改革が進められ、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処を中心とする競争政策の重要性が高まっている中で、前記12(2)にあるような国民の期待に的確にこたえ、積極的かつ迅速に違反行為を排除し、公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、依然として審査部門のマンパワーの不足が続いていると考えられる。

複雑かつ巧妙化する独占禁止法違反事件の処理を的確に行うためには、より多くの人員を投入して立入検査を行う必要があるほか、数多くの情報を分析して違反行為の発見に結び付けていくためには、端緒処理部門の強化が不可欠であり、また、数多く寄せられる小売業における不当廉売に係る申告に適切かつ迅速に対応するには、公正取引委員会の地方事務所を中心とした審査体制の整備・充実が望まれるなど、公正取引委員会の審査部門全体にわたる定員の増加が今後も引き続き必要であると考えられる。

13. 学識経験を有する者からの意見等

以上の政策評価について、学識経験者から次のような意見を得たところであり、これを今後の政策評価にかかしていくこととしている。

- (1) 独占禁止法違反行為に対する措置の効果は、総合評価(中間評価)で分析している価格に対する直接的効果にとどまらない。例えば、当該措置によって、技術革新が進展するなどの効果も予想されるほか、事業活動に対する規範が明確化するとの効果が重要であろう。これらの社会的に望ましい効果については、定量的に分析することが困難であるが、可能な範囲で分析して明らかにすることが望ましい。
- (2) 事件処理に要する期間が長くなっているが、この原因は、公正取引委員会の事件処理の効率性の問題のみならず、むしろ、事件量に対する公正取引委員会の職員数の少なさにあると考える。この点の分析を更に行うべきである。(複数学識経験者の意見)
- (3) 事件の類型に応じて、投入すべき人員・時間の量に関する事前的な基準を定めておき、それに照らして、実績がどうであったかを評価することが必要である。今回の政策評価では事件処理に対する人員・時間の投入量が計算されているが、これに対する評価の基準が明らかではないので、十分な評価ができない。
とりあえず、今後、事件処理に対する人員・時間の投入量を時系列で調べていくことが必要であろう。
- (4) 経済社会の変化に対応した措置が必要であり、今後、そのような変化に対応できたかどうかとの観点から評価することが望ましい。
- (5) 今後の改善の中身が具体性に欠ける。例えば、審査部門における研修をどのように充実するかなど、具体的な方策を検討して提言するべきである。

総合評価書(中間報告)

平成14年10月31日

1. 評価対象政策 平成13年度における独占禁止法違反行為に対する措置	
2. 担当部局 審査局管理企画課	
3. 政策の目的・目標 独占禁止法に違反するカルテル，入札談合，不公正な取引方法等に対して厳正かつ積極的に対処し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。	
4. 政策の具体的な内容 独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反行為が認められた場合等には，その排除のために必要な措置（法的措置（法第48条に基づく勧告及び第48条の2に基づく課徴金納付命令をいう。以下同じ。），警告及び注意をいう。）を講ずる。 （注）課徴金納付命令は，価格カルテル，入札談合等について課徴金の納付を命じるものである。	
5. 目標達成時期及び達成目標 公正取引委員会は，独占禁止法違反行為が認められればこれを排除するため，厳正・迅速な措置を採ることとしており，この措置についてあらかじめ数値的な達成目標等を設定することはできない。 なお，公正取引委員会では，経済社会の変化を踏まえ，特に，入札談合，IT関連分野等における違反行為，不当廉売等の不公正な取引方法について厳正・迅速な対処に努めることとしている。	
6. 政策評価実施時期 平成14年4月	7. 評価対象期間 平成13年4月～平成14年3月
8. 評価の観点 (1) 事件処理は，国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応したか（必要性）。 (2) 事件処理は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。 (3) 事件処理は，効率的に行われたか（効率性）。	
9. 学識経験を有する者の知見の活用 有識者から個別に聴取	
10. 政策評価を行う過程において使用した資料等 内部資料，分析を委託したシンクタンクが収集した資料	

11. 政策効果の把握の手法及びその結果

(1) 政策効果の把握の手法

ア 総合評価は、各施策について様々な角度から分析・検証するものである（本来、総合評価は、ある程度長期間にわたる検証を要するものであり、ここでは中間的な取りまとめを行う。）

イ 平成13年度においては、独占禁止法違反行為に対する法的措置について、主として措置の有効性（措置が公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったかどうか。）の観点から評価を行った。特に、入札談合に対する措置を対象とした。

なお、入札談合への厳正な対処は、規制改革推進3か年計画（改定）（平成14年3月29日閣議決定）で「公正取引委員会の審査体制等の充実を含め、独占禁止法の執行力の強化を図り、価格カルテル・入札談合等の同法違反行為に対して、告発を含め厳正かつ積極的に対処する」とされているとおり、国民から強く望まれているところである。

ウ 独占禁止法違反行為に対する措置は、公正かつ自由な競争の維持・促進を目的として採られるものであり、その有効性は、同措置が競争に与える効果から評価されるべきである。しかしながら、この効果について直接に数量的・実証的に把握することは困難であるため、以下では、入札談合に対する措置の前後における価格の動向を把握することによって、同措置の有効性を評価することとした。具体的には、主な入札談合事件として、山形県新庄市及び最上郡の地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件と国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件を取り上げて、これらの措置の前後における落札価格の動向を把握した。

（注）入札に係る物件は、当該物件の内容、規模等において異なるため、その落札価格を単純に比較することには意味がないため、以下では、落札率（実際の落札価格／発注官庁における予定価格）の動向を調査した。

エ なお、効率性は、政策による効果と当該政策に要する費用等との関係によって評価するものであるが、措置の効果を直接に数量的・実証的に把握することは困難である。このため、事件処理にあたっての投入コスト（人件費）及び社会的認知度を基に措置の効率性を検討する。

（参考）

山形県新庄市及び最上郡の地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件
本件は、山形県新庄市及び最上郡の区域（以下「最上地区」という。）における山形県発注の農業土木工事の入札参加業者が当該工事の受注予定者を決定していたものである。関係人61名は、対象工事のほとんどについて入札参加業者間で共同して受注予定者を決定していた。

なお、関係人は、当委員会の立入検査後の平成13年2月7日に61名のうち大部分の者が出席した会合において、今後は受注予定者を決定する等の行為を行わない旨の申合せをし、同日以降、独占禁止法違反行為を取りやめている。

国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件

本件は、関係人4社（うちA社については、沖縄県における事件においては、その販売子会社）が発注者（国土交通省の各地方運輸局（内閣府沖縄総合事務局を含む。）及び軽自動車検査協会）ごとにそれぞれ異なるルールに基づいて、自動車検査用機械器具の受注予定者を決定していたものである。対象物件のほとんどについて入札参加業者間で共同して受注予定者を決定していた。

なお、関係人4社は、当委員会の立入検査日以降、独占禁止法違反行為を取りやめている。

(2) 政策効果の結果

ア 落札率

(ア) 最上地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件

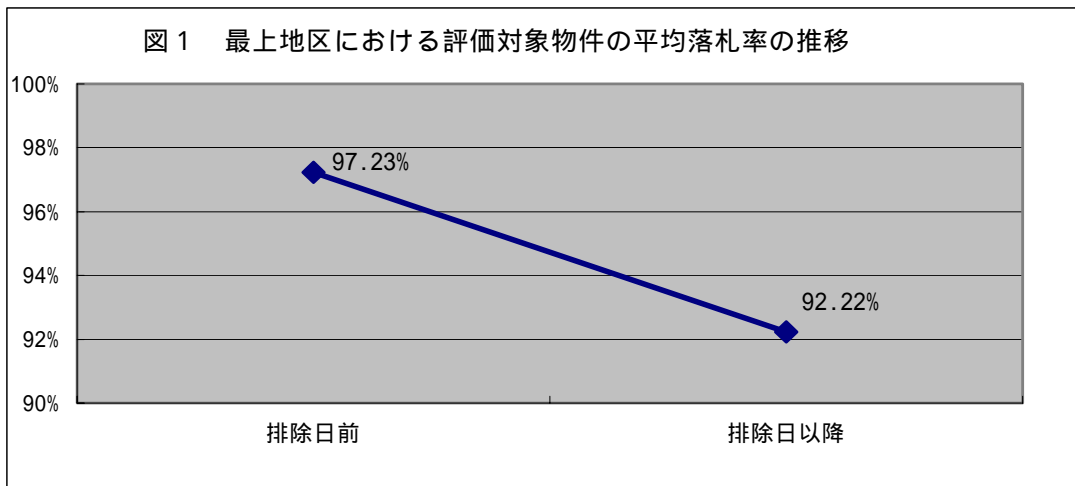
a 評価の対象

山形県が指名競争入札及び見積り合わせの方法により発注した最上地区における農業土木工事（本件入札談合の対象となったもの）であって、同県が平成12年4月1日から平成13年12月31日までの間に実施した入札を対象とし、(a)平成12年4月1日から関係人が違反行為を取りやめた日（平成13年2月7日。以下(2)ア(ア)において「排除日」という。）の前日まで、(b)排除日から平成13年12月31日まで、それぞれの間における評価対象物件に係る落札率の平均（以下「平均落札率」という。）を把握した。

b 分析の結果

平均落札率の推移は、以下のとおりである（図1参照）。

- | | |
|------------------------------------|--------|
| (a) 平成12年4月1日から排除日の前日（平成13年2月6日）まで | 97.23% |
| (b) 排除日（同年2月7日）から同年12月31日まで | 92.22% |



(イ) 国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件

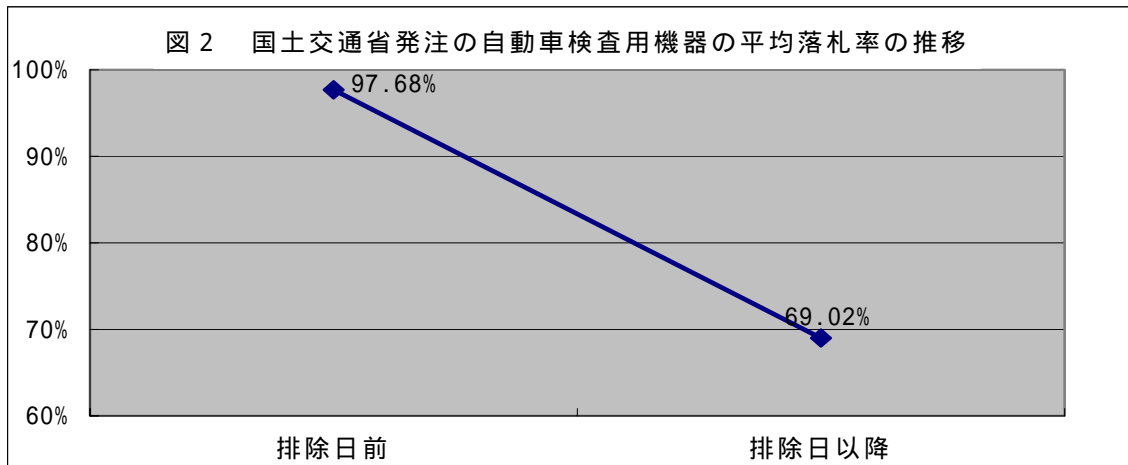
a 評価の対象

各地方（北海道・東北・新潟・関東・中部・近畿・中国・四国・九州・沖縄）における国土交通省の運輸局（内閣府沖縄総合事務局を含む。）発注の自動車検査用機械器具の入札物件であって、平成9年4月1日から平成13年12月31日までの間に入札が実施されたものを対象とし、(a)平成9年4月1日から排除日（平成13年2月22日。（2）ア（イ）において「排除日」という。）の前日まで、(b)排除日から平成13年12月31日まで、それぞれの間における評価対象物件に係る平均落札率を把握した。

b 平均落札率の推移

平均落札率の推移は、以下のとおりである（図2参照）。

- | | |
|------------------------------------|--------|
| (a) 平成9年4月1日から排除日の前日（平成13年2月21日）まで | 97.68% |
| (b) 排除日（同年2月22日）から同年12月31日まで | 69.02% |



(3) 事件処理期間（立入検査から勧告までの期間）

最上地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件の事件処理期間は183日であり、また、国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件の事件処理期間は225日であった。

(4) 課徴金納付命令総額

これらの事件の関係事業者に対して命じられた課徴金の納付命令の総額は、最上地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件において482百万円、国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件において74百万円となっている。

(5) コスト

公正取引委員会がこれらの事件を処理するのに要したコストの概算は、最上地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件においては、おおむね35百万円であり、国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件においては、おおむね21百万円となっている。

（注）ここでのコストは、それぞれの事件を処理するために要した人件費と職員旅費を合計したものであり、前者については、公正取引委員会の職員の平均的な年収（各種の手当を含む。）を基に、各事件の処理に従事した職員数と上記の処理期間を勘案して計算したもの、後者については、立入検査、供述の録取等に要した職員旅費となっている。

なお、事件処理には、人件費や職員旅費のほかにも庁費等のコストを要するが、ここでは捨象している。

(6) 社会的認知度

最上地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件及び国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件に係る措置が社会的に認知された程度を把握するため、新聞記事掲載量（各日刊紙に掲載された記事を集計（1ページ＝15段（1段＝38センチ幅））をみると、

ア 最上地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件が2ページ2段1/5（掲載紙10紙）

イ 国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件が8段1

12. 政策評価の結果

(1) いずれの事件においても、それぞれ、排除日以降で平均落札率が低下している。これは、独占禁止法違反行為が取りやめられて、対象入札物件において公正かつ自由な競争が行われることとなったためであるとも考えられる。

しかし、平均落札率が低下した要因として、資材に係る費用、人件費等の低下等も考えられるため、以上の結果から直ちに公正取引委員会の審査によって平均落札率が低下したと評価することは適当ではない。今後、他の経済要因の影響等を考慮した上で、公正取引委員会の措置と平均落札率との間の関係について分析していく必要がある。

(2) (ア)平均落札率に影響を与える独占禁止法違反行為に対する措置以外の外部要因が存在しないこと及び(イ)同措置を採らなかった場合に排除前の平均落札率で推移することを仮定して、平均落札率の低下によって得られた経済効果を金額的に試算すれば、最上地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件における経済効果は約 6 3 百万円（図 3）、国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件における経済効果は約 4 8 3 百万円（図 4）と推計される。

ただし、上記(ア)及び(イ)の仮定について検証されておらず、また、独占禁止法違反行為に対する措置と平均落札率の低下との間の因果関係も明確にされていないことから、上記の経済効果の試算額をもって同措置の効果であると評価することは難しい。

(3) 事件処理期間については、平成 13 年に法的措置を採った事件の平均事件処理期間は 2 8 6 日であったことから、これら 2 事件（1 8 3 日及び 2 2 5 日）は相対的に迅速な処理がなされたものと評価できる。

(4) コストについては、上記のような経済効果及び課徴金の納付命令をこのように数千万円のコストで実現しており、公正取引委員会による独占禁止法違反行為の排除は、費用対効果の面において優れたものであると評価できる。

図 3 最上地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件における経済的効果

（単位：百万円）

期 間	件 数	予定価格総額 ()	仮定の落札価格の総額(× 97.23% =)	実際の落札価格の総額 ()	経済的効果 (-)
排除日～ 平成 13 年 12 月 31 日	1 0 2	1 , 7 5 2	1 , 7 0 3	1 , 6 4 0	6 3

図 4 国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件における経済的効果

（単位：百万円）

期 間	件 数	予定価格総額 ()	仮定の落札価格の総額(× 97.68% =)	実際の落札価格の総額 ()	経済的効果 (-)
排除日～ 平成 13 年 12 月 31 日	2 9	1 , 3 9 6	1 , 3 6 4	8 8 1	4 8 3

13. 学識経験を有する者からの意見等

以上の政策評価について、学識経験者から次のような意見を得たところであり、これを今後の政策評価にいかしていくこととしている。

- (1) 独占禁止法違反行為に対する措置の効果は、総合評価（中間評価）で分析している価格に対する直接的効果にとどまらない。例えば、当該措置によって、技術革新が進展するなどの効果も予想されるほか、事業活動に対する規範が明確化するとの効果が重要であろう。これらの社会的に望ましい効果については、定量的に分析することが困難であるが、可能な範囲で分析して明らかにすることが望ましい。
- (2) 平均落札率の低下について、他の経済要因を考慮した詳細な分析を行うことは、今後の課題である。とりあえず、今回の分析は、事実としての平均落札率の低下を示すものとして利用できるであろう。

なお、図1のグラフで示されている平均落札率の推移から、平均落札率が有意に低下したと言えるかどうかは疑問であるが、図2のグラフで示されている平均落札率の推移は、違反行為の排除の前後で平均落札率が明らかに低下していることを示している。